

東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱

制定 29 都市建企第 1369 号

平成 30 年 3 月 30 日

最終改正 6 都市建企第 466 号

令和 6 年 9 月 4 日

(目的)

第 1 この要綱は、東京都戸建住宅等耐震化促進事業制度要綱（平成 30 年 3 月 30 日付 29 都市建企第 1368 号。以下「制度要綱」という。）に基づき、戸建住宅等耐震化促進事業を実施する区市町村に対し、東京都（以下「都」という。）が事業に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第 2 戸建住宅等耐震化促進事業に係る都の補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び制度要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 この要綱における用語の定義は、制度要綱で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第 4 補助金の交付の対象となる者は、制度要綱に基づき、戸建住宅等耐震化促進事業を実施する区市町村とする。

(補助対象事業)

第 5 補助金の交付の対象となる事業は、制度要綱に基づき、区市町村が行う戸建住宅等耐震化促進事業とする。

(補助対象事業費)

第 6 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）耐震診断に要する経費

（２）耐震改修等に要する経費（改修工事を複数回にわたって実施する場合はそれぞれの工事に要する経費を合算した経費とし、区市町村が耐震改修等事業を行う場合には、附帯事務費を含む。ただし、建替え又は除却を行う場合は、耐震改修工事に要する費用相当分とする。）

(補助金の額)

第 7 都が交付する補助金の額は、次の（１）から（３）までにより算出した額（当該額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の合計額以内の額であり、かつ、予算の範囲内の額とする。

(1) 耐震診断事業の1件当たりの補助金の交付額

ア 戸建住宅

建物所有者等が耐震診断を行う場合にあっては、耐震診断に要する経費の6分の1以内の額かつ23,000円以内の額とし、区市町村が耐震診断を行う場合にあっては、耐震診断に要する経費の4分の1以内の額かつ34,000円以内の額とする。ただし、区市町村が当該事業に対して支出する補助金額から、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金が財源充当される額（以下「国の交付金額」という。）を控除した額の2分の1以内の額とする。

イ 住宅（戸建住宅及びマンションを除く。）

建物所有者等が耐震診断を行う場合にあっては、耐震診断に要する経費の6分の1以内の額とし、区市町村が耐震診断を行う場合にあっては、耐震診断に要する経費の4分の1以内の額とする。ただし、区市町村が当該事業に対して支出する補助金額から、国の交付金額を控除した額の2分の1以内の額とする。

また、耐震診断に要する経費は、面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内かつ3,670,000円を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として加算することができる。

(2) 耐震改修等事業の1件当たりの補助金の交付額

耐震改修等に要する経費の5分の1以内の額かつ以下の表に規定する額以内の額とする。ただし、区市町村が当該事業に対し支出する補助金額から、国の交付金額を控除した額の2分の1以内の額とする。

	令和6年4月1日から令和8年 3月31日までに着手した事業	左記以外の期間に着手した事業
①下記②から④までに該当しない 場合	600,000円/戸	500,000円/戸
②整備地域内の場合	700,000円/戸	600,000円/戸
③東京都建築安全条例（昭和25年 東京都条例第89号）第7条の3に 規定する新たな防火規制又はそれ と同等以上の規制が導入済み又は 導入に向けた手続が行われる地域 において、準耐火建築物等若しくは 耐火建築物等への建替え又は防火 改修と合わせた耐震改修を行う場 合	900,000円/戸	750,000円/戸
④上記②及び③の両方に該当する 場合	1,050,000円/戸	900,000円/戸

(3) (2)の事業のうち、太陽光発電システム附属耐震改修事業に対して加算できる補助金の交付額

太陽光発電システム附属耐震改修に要する経費（制度要綱第6（2）に該当する事業で、本要綱第6（2）の経費から別表に定める要件基準事業費を差し引いた額又は要件基準事業費の20%以内

のいずれか低い額)を戸数で除した額の5分の3以内を加算することができる。ただし、以下の表に規定する額を限度とする。

該当地域	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに着手した事業	左記以外の期間に着手した事業
下記以外の地域	360,000円/棟	300,000円/棟
整備地域	420,000円/棟	360,000円/棟

(補助金の交付申請)

第8 この要綱に基づく補助を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 補助事業内容及び補助金額算出内訳書(別記第1号様式別添1)
- (2) 事業要件確認書(別記第1号様式別添2)
- (3) 区市町村事業要綱等、区市町村の事業内容がわかるもの
- (4) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 1の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第9 知事は、第8の1の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

(申請の撤回)

第10 第9の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

(交付決定の変更)

第11 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書(別記第3号様式)に、次に定める書類((2)から(4)までは変更が生じない場合に省略することができる。)を添えて知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業内容及び補助金額算出内訳書(別記第3号様式別添1)
- (2) 事業要件確認書(別記第1号様式別添2)
- (3) 区市町村事業要綱等、区市町村の事業内容がわかるもの
- (4) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 1のただし書に規定する軽微なものとは、次のいずれかに該当するものをいい、ここでいう経費の配分の変更とは、耐震診断に要する経費と耐震改修等に要する経費間での流用をいう。

- (1) 事業内容の変更で、補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、耐震診断事業及び耐震改修等事業の件数に変更が生じないもの

(2) 経費の配分額の変更で、補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、その規模が当該年度の全経費に対して3割未満であるもの

3 知事は、1の申請による変更を適当と認めるときは変更を承認し、補助金交付変更承認書（別記第4号様式）により補助事業者へ通知し、適当と認めないときは交付決定を変更しないことを決定し、通知書（別記第5号様式）により補助事業者へその旨通知するものとする。

4 1の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末までに行わなければならない。

（一括設計審査（全体設計）の申請及び承認）

第12 補助対象者は、補助金を充てて施行しようとする工事等の施行年度が2か年度以上にわたる場合は、初年度にまとめて知事の設計審査（以下「一括設計審査（全体設計）」という。）を受けなければならない。

2 一括設計審査（全体設計）を受けようとする者は、当該事業に係る補助金の交付申請前に、一括設計審査（全体設計）の事業（以下「全体設計（全体事業）」という。）及び当該事業における年度ごとの事業（以下「全体設計（各年度事業）」という。）に係るそれぞれの事業費の総額及び完了予定期日等について、次に定める書類を知事に提出しなければならない。ただし、4の規定に基づく事業を申請する場合は、この限りでない。

（1）一括設計審査（全体設計）申請書（別記第6号様式）

（2）一括設計審査（全体設計）申請一覧（別記第6号様式別添）

（3）工程表

（4）その他知事が必要と認める書類

3 知事は、2の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときには当該一括設計審査（全体設計）を承認し、一括設計審査（全体設計）承認書（別記第7号様式）により申請者に通知し、適当でないとしたときには通知書（別記第8号様式）により申請者に通知する。

4 補助事業者は、補助金の交付決定後において、当該年度に事業が完了せず事業の施行年度を2か年度以上にわたることとした場合は、全体設計（全体事業）及び全体設計（各年度事業）に係るそれぞれの事業費の総額及び完了予定期日等について、2の（1）から（4）までの書類を知事に提出しなければならない。

5 知事は、4の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときには当該一括設計審査（全体設計）を承認し、一括設計審査（全体設計）承認書（別記第7号様式）により申請者に通知し、適当でないとしたときには通知書（別記第8号様式）により申請者に通知する。

6 一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業に係る各年度の補助金額の算定に当たっては、全体設計（全体事業）に着手する時点における要綱を適用し、かつ、全体設計（全体事業）の事業費を基に算出した額に全体設計（各年度事業）の事業割合を乗じた額以内とする。ただし、補助金額の算定に当たり別の算定によることについて知事が必要と認める場合は、この限りでない。

（一括設計審査（全体設計）の変更）

第13 一括設計審査（全体設計）の承認を得た者で、全体設計（全体事業）及び全体設計（各年度事業）の総額等を変更する必要がある場合は、速やかに次に定める書類を知事に提出しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

（1）一括設計審査（全体設計）変更申請書（別記第9号様式）

(2) 一括設計審査（全体設計）申請一覧（別記第 6 号様式別添）

(3) 工程表

(4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、1 の申請による変更を適当と認めるときには変更を承認し、一括設計審査（全体設計）変更承認書（別記第 10 号様式）により申請者に通知し、適当でないと認めるときには通知書（別記第 11 号様式）により申請者に通知するものとする。

（中止又は廃止の承認）

第 14 補助事業者は、補助金の交付決定通知後に特別な理由が生じたため、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業の中止・廃止申請書（別記第 12 号様式）により知事に申請しなければならない。

2 知事は、1 の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは承認書（別記第 13 号様式）により、承認しないことを決定したときは通知書（別記第 14 号様式）により、申請者にその旨通知するものとする。

（状況報告）

第 15 知事は必要に応じ、補助事業者に対して期限を定めて補助事業の状況について報告を求めることができる。

2 1 の規定による報告は、知事が定める期限までに状況報告書（別記第 15 号様式）により、行わせるものとする。

（実績報告）

第 16 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記第 16 号様式）により、次に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。第 14 の 2 の規定により、廃止の承認を受けたときも同様とする。

(1) 補助事業成果及び補助金額算出内訳書（別記第 16 号様式別添）

(2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 17 知事は、第 16 の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 17 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で行うものとする。

（補助金の交付）

第 18 知事は、第 17 の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第 18 号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 19 知事は、補助事業者が次の（１）から（８）までの一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （１）補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業（一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に補助金の交付を受けたものは、当該全体設計（全体事業）における残りの年度の事業を含む。以下第 19 及び第 20 において同じ。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （２）偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
- （３）補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （４）補助金を他の用途に使用したとき。
- （５）補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
- （６）補助対象事業費の精算額が補助金交付決定時の補助対象事業費に達しないとき。
- （７）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- （８）事業内容及び事業費並びに事情の変更等により補助金が減額になったとき。

2 1 の規定は、第 17 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第 20 知事は、第 19 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者による返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第 21 知事は、第 19 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、第 19 の 1 の（２）、（４）又は（７）に該当する場合には、次の（１）から（４）までの規定により、補助事業者による違約加算金及び延滞金を納付させなければならない。ただし、算出後の額が 100 円未満の場合はこの限りでない。

- （１）違約加算金は、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算する。
- （２）（１）の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- （３）知事は、補助事業者が第 20 の規定により、補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付させなければならない。
- （４）（３）の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（補助事業の帳簿等の作成及び保管）

第 22 知事は、補助事業者をして補助事業に関わる収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えさせるとともに、補助事業終了後 5 年間（一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に補助金の交付を受けたものは、当該全体設計（全体事業）の完了の日の属する年度から 5 年間）保管させなければならない。

（補助事業の実施期間）

第 23 補助事業者は、補助事業の補助を受けようとする年度の末日までに補助事業を完了させるものとする。

（財産処分の制限）

第 24 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。

（１）不動産

（２）船舶

（３）前二号に掲げるものの従物

（４）立木

（５）取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上の工作物、機械及び器具で、補助目的達成上特に必要と認められるもの

（６）前各号のほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

（申請書類の著作権処理）

第 25 この要綱の定めに基づき申請者が提出する書類において、図面や写真等の著作物を利用や記載等をする場合、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条に定める複製権、同法第 22 条の 2 に定める上映権、同法第 23 条第 1 項に定める公衆送信権、同法第 23 条第 2 項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は著作物の著作権者から同法第 63 条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日 30 都市建企第 1369 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日 31 都市建企第 629 号）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日 31 都市建企第 1304 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日 2 都市建企第 1318 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際前面道路が防災都市づくり推進計画に位置付けられた防災生活道路又は幅員 6 m 以内である整備地域内の住宅のみを対象として事業を実施する場合については、第 8 の 1（4）に規定する申請を行う場合については、令和 3 年度に限り、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の第 12 又は東京都整備地域内住宅耐震化促進事業補助交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日付 24 都市建企第 1217 号）第 12 の一括設計審査（全体設計）の承認を受け、耐震改修等に係る契約を締結している建物に係る事業の補助金の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日 3 都市建企第 1189 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日 4 都市建企第 1070 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日 5 都市建企第 1281 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 4 日 6 都市建企第 466 号）

この要綱は、令和 6 年 9 月 30 日から施行する。